

労働審判事件申立必要書類等一覧表

山口地方裁判所

費用

1 申立手数料 (収入印紙)	労働審判を求める事項の価額（労働審判手続の申立てをもって主張する利益）を基礎として、民事訴訟費用法所定の手数料の納付が必要 ※ 具体的な額については、受付（民事訴訟係）でお尋ねください。
2 郵便料 (郵便切手)	<p>3, 190円分の郵便切手</p> <p><内訳></p> <p>500円× 4 100円× 5 84円× 5 20円× 5 10円× 10 5円× 10 2円× 10</p> <p>※ 相手方が1人増えるごとに、1,089円分の郵便切手を増額</p> <p><内訳></p> <p>500円× 2 84円× 1 5円× 1</p>

提出書類

標目等	通数	提出に当たっての留意事項等
1 申立書 (正本)	1	サイズ：A4判横書き ※ページ番号を付すること 申立人の記名・押印が必要（※住所、連絡先も記載する。）
2 申立書写し	相手方の数 + 3	申立書（正本）のコピーで可
3 証拠書類写し	相手方の数 + 3	証拠書類原本のコピーで可 ※「労働事件基本書証一覧」を参照して、できるだけ申立て時に全て提出してください。
4 法人の資格証明書（商業登記簿謄本等）	1	法務局で申請して取得する。
5 委任状	1	当事者が法人でない場合は不要 弁護士に委任した場合にのみ必要
6 戸籍謄本	1	当事者が未成年であったり、相続が関係する場合のみ

裁判所に申立書等を直接持参される場合は、訂正等で必要となることがありますので、申立書に押印した印鑑を一緒に持参してください。